第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成26年8月27日現在、1億円です。

2 役員の状況

役員の定数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとされており、機構法第9条の規定により理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年となっております。

平成26年4月1日現在の役員は、次のとおりです。

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	遠藤 勝裕	平成 24 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	昭和 43 年 4月 日本銀行入行 平成 2年11月 青森支店長 平成 4年11月 考査役 平成 6年 5月 神戸支店長 平成 8年 3月 電算情報局長 平成 10年 2月 日本証券代行株式会社取締役副社長 平成 12年 2月 取締役社長 平成 18年 6月 取締役相談役 平成 22年 6月 ときわ総合サービス株式会社取締役社長 平成 23年 7月 本機構理事長 平成 24年 4月 再任
理事長 代理 事	杉野剛	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	昭和59年4月文部省採用 平成23年9月生涯学習政策局生涯学習総括官 平成24年9月国立教育政策研究所次長 平成26年4月本機構理事長代理・理事(役員出向)
理事	山内兼六	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	昭和 50 年 4 月 日本育英会採用 平成 18 年 4 月 日本学生支援機構情報部長 平成 19 年 4 月 日本学生支援機構総務部長 平成 22 年 4 月 本機構理事 平成 24 年 4 月 再任 平成 26 年 4 月 再任
理事	米川英樹	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	昭和 52 年 4 月 大阪大学人間科学部助手 昭和 55 年 4 月 大阪教育大学教育学部講師 昭和 60 年 4 月 大阪教育大学教育学部助教授 平成 10 年 4 月 大阪教育大学教育学部教授 平成 16 年 4 月 国立大学法人大阪教育大学留学生センター長 (兼任) 平成 20 年 4 月 国立大学法人大阪教育大学附属学校部長(兼任) 平成 24 年 3 月 国立大学法人大阪教育大学股職 平成 24 年 4 月 本機構理事 平成 26 年 4 月 再任
理事	甲野 正道	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	昭和 56年 4月 文部省採用 平成 19年 8月 独立行政法人国立美術館本部事務局長 平成 19年 8月 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館副館長 (併任) 平成 22年 8月 国立大学法人東北大学理事 平成 24年 8月 明治大学理事長付特任補佐 平成 26年 4月 本機構理事(役員出向)
監事	澤木 公義	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	昭和 60 年 4 月 学校法人駿河台大学設立準備室採用 平成 5 年 1 月 駿河台大学図書館司書長 平成 10 年12 月 学校法人文化学園採用 平成 14 年 4 月 文化学園秘書室長 平成 26 年 4 月 本機構監事
監事(非常勤)	小川 千恵子	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 3年10月 センチュリー監査法人採用 平成 13年4月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成 18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成 22年7月 リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成 26年3月 小川会計事務所開業 平成 26年4月 本機構監事

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第26条により文部科学大臣とされており、通則法第20条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第23条により解任することができるとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています(通則法第28条、機構法第19条)。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法第39条により、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています(通則法第38条)。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。(経済性、効率性)
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。(有効性)

(2) 外部評価体制

本機構の業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価と、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価があります。これら業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される総務省政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることになります。

各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績については、文部科学省独立行政法 人評価委員会により、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上、評価を 受けることになります。文部科学省独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があ ると認める場合には、本機構に対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

文部科学省独立行政法人評価委員会

総務省政策評価·独立行政法人評価委員会

委員:外部有識者の内から総務大臣が任命

委員:外部有識者の内から文部科学大臣が任命

【主務大臣への意見事項】

業務方法書の認可時(通則法第28条第3項) 中期目標の決定・変更時(通則法第29条第3 項)

中期計画の認可時(通則法第30条第3項) 中期目標期間終了時の法人業務の継続必要性 等の検討(通則法第35条第2項)

財務諸表の承認時(通則法第38条第3項) 利益残余使途の承認時(通則法第44条第4項) 限度額を超えた短期借入金の認可時(通則法第45条第4項)

不要財産の国庫納付等(通則法第 46 条の 2 第 5 項)

不要財産の民間等出資の払戻し(通則法第 46 条の3第6項)

財産処分等の認可時(通則法第 48 条第 2 項) 役員報酬の支給基準決定時(通則法第 53 条第 2 項)

【評価事項】

各事業年度における業務の実績(通則法第 32 条第1項)

独立行政法人に対する業務の運営の改善その他の勧告(必要があると認めるとき)(通則法第32条第3項)

中期目標期間における業務の実績(通則法第34条第1項)

主務大臣、独立行政法人の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる(政策評価・独立行政法人評価委員会令第8条)

【評価事項】

主務省の独立行政法人評価委員会から通知された評価の結果について意見を述べることができる(通則法第32条第5項)

中期目標の期間の終了時において、独立行政法 人の主要な事務・事業の改廃に関して主務大臣 に勧告をすることができる(通則法第35条第 3項)

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う政策企画委員会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する運営会議を定期的に開催して重要な方針及び施策に関する審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

(監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています (機構法第7条)。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

本機構内に大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、 広くかつ高い見識を有する外部有識者で構成する独立行政法人日本学生支援機構評価 委員会を設置し、本機構の業務の実績について必要な評価を行うなど、法人独自の評 価を厳格かつ客観的に行うための制度を設けています。

なお、中期計画では、評価の結果は、ホームページ等において公表することとされています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下のとおりです。

- ① 組織編成及び運営の基本方針の明確化
 - ・ 組織編成及び運営の見直し(組織運営規程第2条第1項) 組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なる とともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環 境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織 編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその 目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率 的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。
 - ・ 外部の知見等の活用(同第2条第2項) 本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活 用することとしています。
- ② 政策企画委員会の設置(同第5条)

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の 実施に関する重要事項について調査審議を行うため、学識経験者等で構成する政策 企画委員会を設置し、理事長に助言しています。

(コンプライアンス体制)

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成 18 年 10 月に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

(情報公開と個人情報保護)

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

(内部監査)

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制を期すために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、監査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成 25 年度業務実績に関する評価は以下のようになっております。

全体評価 <参考> 業務の質の向上: A 業務運営の効率化: A 財務内容の改善: A

①評価結果の総括

日本学生支援機構については、学生支援の中核機関として、引き続き計画に沿って一層の改善・充実に努めており、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」の観点から第2期中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。また、東日本大震災で被災した学生・留学生等に対する適切な支援も引き続き行われている。一方、「業務の質の向上」については、総体的には、概ね良好と認められたが、一部業務において改善措置を講じるべき課題もあり、引き続き取り組んでいく必要がある。具体的には以下のとおりである。

- 奨学金の貸与事業の充実及び回収の抜本的強化、留学生支援事業及び学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。
- 具体的には、奨学金貸与事業については、<u>所得連動返還型無利子奨学金制度の適切な運用、きめ細やかな家計基準の見直し等により、学生ニーズに適切に対応した事業実施を行った。</u>また、回収率の向上への努力の結果、<u>総回収率が前年度を上回り目標値を達成</u>するとともに、新規返還者に係る回収率も前年度を上回った。留学生支援事業については、<u>留学生交流支援制度、及び文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の着実な実施により、留学生への経済的支援を適切に推進</u>した。学生生活支援事業については、前年度から引き続き研修参加者の高い満足を得るとともに、研修内容の精選及び改善・充実を図った。また、障害学生支援の拠点校の協力を得て障害学生に関する調査を進め、障害学生の修学支援の充実に寄与した。
- 一方、奨学金貸与事業については、さまざまな回収施策の実施により総回収率は目標値を達成したが、回収促進の課題として引き続き、長期延滞債権の削減等があることから、 更なる改善措置が講じられる必要がある。

②平成 25 年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策

- (1) 事業計画に関する事項
 - 前年度に続き郵便物誤発送等が発生しており、再発防止策の工夫や徹底を図ることが求められる。
 - 日本留学試験について、受験者数増加に向けて調査検討を行い、「平成26年度日本留学 試験利用促進のための取組」を策定したことは評価できる。一方、東日本大震災以降受験 者数が増加傾向に転じておらず、<u>受験者数の増加に向けたより一層の取組みを進めること</u> が求められる。
- (2)業務運営に関する事項
 - 実物資産については、利用状況が適切に把握され、保有の必要性の有無が検証されていることが評価できる。売却の方針が出されていたが残存している国際交流会館等については、平成26年夏に処理方針の結論を得た後、速やかに適切な対応を行う必要がある。

③特記事項

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、現在、売却の見込みが立っていない国際交流会館等について、「留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」こととされた。

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果については、文部科学省独立行政法人評価委員会での審議を経て、今後、文部科学省から公表される予定です。

詳細につきましては、下記の文部科学省独立行政法人評価委員会のホームページをご参照ください。

文部科学省独立行政法人評価委員会のホームページ

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/index.htm